

## 鶴岡市行財政改革懇談会設置要綱

令和元年11月11日

鶴岡市訓令第6号

### (設置)

第1条 市長は、今後更なる進行が想定される人口減少・少子高齢化社会にあっても、総合計画に基づく各種施策を着実に実行し得る行財政基盤の維持・強化を図るため、鶴岡市行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 懇談会において協議・検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 効率的な組織機構への転換に関すること。
- (2) 定員管理の適正化に関すること。
- (3) その他本市行財政改革の推進に必要なこと。

### (組織)

第3条 懇談会は、有識者その他の市長が指名する委員により構成する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 懇談会は、総務部長の主宰により開催する。

2 懇談会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

3 懇談会は、市に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (事務局)

第5条 事務局長は、職員課長とする。

2 事務局員は、総務課長、財政課長、契約管財課長及び政策企画課長とする。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総務部職員課において処理する。

### (その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において別途定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この訓令は、令和元年11月11日から施行する。

### (任期の特例)

2 この訓令の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、同項の規定にかかわらず、委嘱された日から令和2年3月31日までとする。